

2022-2024 年度ブータン国別研修「地域社会における集落機能向上支援」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2022 年度に係るものである。2023 年度、2024 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：ブータン国別研修「地域社会における集落機能向上支援」

(2) 技術研修期間（予定）

【来日研修】2022 年 11 月 27 日～2022 年 12 月 16 日

(3) 研修員（予定）

1) 定員：15 名

2) 研修対象国：ブータン

3) 研修対象組織・対象者：ブータン地方分権化にかかる行政官

(4) 研修使用言語

英語

(5) 研修の背景・目的

ブータン国では、国王の強いリーダーシップの下で、王政から議会制民主主義への移行及び地方分権化が進められてきた。具体的には 1981 年に県（ゾンカック）レベルの県開発会議、1991 年に村（ゲオッグ）レベルの地区開発議会の設置により地方の行政体制が整備されると共に、地方分権関連法の改正に基づき、2002 年 6 月には初の成人男女（21 歳以上）の直接投票による地区長選挙が実施された。2008 年には初の成文憲法が制定され、地方行政における住民参画が義務付けられたことから、地方分権化への動きはますます加速してきている。また、第 10 次 5 カ年計画（2008 年～2012 年）から地方交付金制度が開始されたことにより、国から地方への財源移転が進むにつれ、開発ニーズの特定などの住民の意見を反映することが必須となり、さらに住民参加の促進が進むことになった。

開発プロセスにおける住民参加を促進するために、地区（チオッグ）レベルでは多くの地区集会が開催されるが、手続きや服装などが過度に形式的であったり、一部の人だけが意見を発言するなど、行政と住民をつなぐ場として機能していない場合が多い。さらに、地方行政による行政サービスの拡充

と、地方から都市部への移住増による過疎化の進展に伴いがあいまって、国民の伝統的なコミュニティ・レベルでの互惠機能や自助機能の弱体化しつつあり、コミュニティの地方行政への参画や地方行政官による住民への関与の減少が顕著となっていることも課題となっている。

その結果、コミュニティ・住民の積極的な自助・共助による地方行政への更なる関与貢献と、地方部におけるコミュニティの更なる発展を目指すことが必要になるとの認識のもと、2016年度から2021年度に技術協力プロジェクト「住民関与を目指した地方行政支援プロジェクト」を実施した。同プロジェクトでは、日本の自治会や戦後の農村開発を支えた「生活改善」の経験を踏まえて考案されたCommunity Engagement Platform（以下GEP）のガイドライン・マニュアルの作成を支援し、パイロット地域（3県6郡）におけるGEP導入を支援すると同時に、GEPの導入支援を通じて地方行政官の住民関与の更なる向上を図った。

これらの支援の結果、技術協力プロジェクトのパイロット事業を実施したGEP導入県による自主的なイニシアティブや、他の開発パートナー（EU、Swiss Development Org.）からの側面支援により、8県でのGEP導入が確認（2022年6月現在）されており、ブータン国内で着実に普及が進んでいる。今般、ブータン政府が目指している今後のGEPの全国普及（20県）に向けて、更なる人材育成のために本邦研修を実施する。

（6）案件目標

- 日本の地方における自治会をはじめとする、住民による活動及び住民活動を支援する地方自治体について視察や意見交換を通じて理解を深める
- 生活改善アプローチの歴史やツールを理解し、ファシリテーション手法を習得する

（7）単元目標（アウトプット）

1. 日本での自治会の仕組みや自治会を通じた住民関与の推進取組みを理解する
2. 理論、事例、演習を通して生活改善アプローチの歴史を理解する
3. コミュニティによるイニシアティブを学ぶ
4. 地元のリソースを使った地域開発について学ぶ

（8）研修内容

1）研修項目

- ア. 自治会の仕組みや自治会を通じた住民関与の推進取組み
- イ. 生活改善アプローチの歴史、理論、事例、演習
- ウ. コミュニティによるイニシアティブ
- エ. 地元のリソースを使った地域開発

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実験／実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2022年10月14日～2023年3月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

ブータンの地方行政にかかわる行政官に対し、研修目標達成のために地域開発についての日本の事例を紹介し、意見交換を通じて能力の強化を図る。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施

- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

※【青年研修の場合】「16. 研修員作成の技術レポート等の評価」を「16. 研修員及び同行者の国内移動手配」に置換（受託者で実施しない場合は置換不要）。

- (4) 研修受託上の工夫（あれば）

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上